

ア いじめ防止対策の総合的な推進

文部科学省は、これまでも各種通知などにおいて、都道府県・指定都市教育委員会や学校などに対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援、全ての学校でのいじめに関する「アンケート調査」の実施、いじめが生じた際には問題を隠さず学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきこと、問題行動に対しては懲戒・出席停止を含め毅然とした対応をとることなどを求めてきた。平成27（2015）年度には、引き続きいじめの問題を始めとする生徒指導上の諸課題に対する以下の取組を総合的に推進する。

- ・幅広い外部専門家を活用していじめの問題などの解決に向けて調整、支援する取組の促進
 - －第三者的立場から調整・解決する取組（平成27年度134地域（継続））
 - －外部専門家を活用して学校を支援する取組（平成27年度134地域（継続））
 - －学校ネットパトロールへの支援（平成27年度10地域（継続））
- ・未然防止
 - －**道徳教育地域支援事業**：社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む道徳教育を推進
 - －対話・創作・表現活動などを通じた子供の思考力、人間関係形成能力の育成
 - －子供の健全育成のための体験活動の推進：小・中・高校などの農山漁村などでの体験活動の取組を支援（平成26（2014）年度468校）
- ・早期発見・早期対応
 - －**スクールカウンセラー**の配置拡充：生徒指導で大きな課題を抱える公立中学校などで常時子供が相談できる体制づくりを推進するため週5日相談体制の導入（200校）、公立小・中学校の相談体制の連携促進のために小中連携型配置の導入（小学校：600校、中学校：300校）
 - －**スクールソーシャルワーカー**の配置拡充：教育に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識と経験を有する専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充（平成26年度1,466人→平成27年度2,247人）
- ・教職員定数の加配措置・教員研修の充実
 - －教職員定数の加配措置：平成27年度は、いじめなどの問題行動への対応を行う学校への支援などのため、8,582人の加配定数を計上
 - －教員研修センターによるいじめの問題に関する指導者養成研修の実施
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、事後支援を行うなど、いじめ問題などへの対応に関する実践的な取組の調査研究を実施

加えて、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（**ネットいじめ**）に対応するため、子供や保護者向けの啓発用リーフレットを、教育委員会などへ配布している。

また、いじめ防止対策推進法に基づく取り組み状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題を含めた生徒指導上の諸問題に関して、より実効的な対策を講じるため、平成26年6月に「いじめ防止対策協議会」を設置した。さらに、いじめの問題に主体的に取り組むリーダーとなる児童生徒を育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

COLUMN
No.13

「全国いじめ問題子供サミット」の開催について

1 サミットの概要

平成27（2015）年1月24日（土）、文部科学省講堂にて、いじめの問題に真剣に向き合えるリーダーを育て、全国各地の取組を更に後押しするため、「全国いじめ問題子供サミット」が開催された。

当日は、全国各地から153名の小、中学生が集い、「SNSでのいじめを含め、いじめの問題にどう立ち向かうか」をテーマに、各地域における取組の発表、ポスターセッション、グループ協議、全体交流などの活動を行った。

2 サミットの当日の様子

(1) 各地域における取組の発表

7地域の児童生徒がスライドや動画を活用するなどして、SNSでのいじめを含む、いじめの問題に対する各地域・学校での取組を発表した。

(2) ポスターセッション

22地域の児童生徒が工夫を凝らして作成したポスターを前に、地域や学校の取組を発表した。



(3) グループ協議

20のグループに分かれて、「SNSでのいじめの問題についてどう立ち向かっていくか」を議論し、その成果を決意表明という形で発表した。



(4) 全体交流

各グループで表明された決意文を整理するなどして、最終的には、本サミットのまとめを行った。進行は、立候補によって選出された児童生徒3名による司会で進められた。

【まとめられた決意表明】

SNSでのいじめの問題に立ち向かうために、私たちは、

- 傍観者を卒業します！
- コミュニケーションを大切にします！
- いじめが起きない環境をつくります！

(5) 講評・閉会行事

教育再生実行会議委員であり、三鷹市教育委員でもある貝ノ瀬滋氏より、本日の取組について講評をいただいた。

閉会行事では、丹羽秀樹文部科学副大臣の挨拶の後、副大臣と貝ノ瀬氏を囲んでの写真撮影があった。

3 おわりに

このサミットで議論した内容や取組を自分の学校の全校集会や学級会などの場で伝えたり、地域の発表会などで伝えたりすることで、いじめの問題に立ち向かう子供たちが一人、二人と増えていくことを期待している。

イ いじめの問題に関する相談対応（警察庁、法務省、文部科学省）

文部科学省は、子供が全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでもいじめなどの悩みを相談することができるよう、**全国統一の電話番号（0570-0-78310（なやみ言おう）**¹⁴⁶を設定し、**24時間いじめ相談ダイヤル**を実施している。このダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続され、電話を受けた相談機関は、都道府県・指定都市教育委員会の実状に応じて、児童相談所、警察、いのちの電話協会、臨床心理士会を始めとする様々な相談機関と連携・協力し、対応している。

警察は、非行防止教室などの様々な機会を通じて子供や保護者に対し、少年相談活動でいじめ事案に関する相談を受け付けていることを周知するとともに、**少年サポートセンター**の警察施設外への設置、**少年相談室**の整備、**少年相談専用電話**のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設など¹⁴⁷、いじめを受けた子供が相談しやすい環境の整備を進めている。また、相談者が求める場合には、警察から学校に連絡して、連携した対応を行うなど、相談者に安心感を与えられるよう努めている。さらに、いじめの被害を受けた子供に対して、保護者及び関係機関・団体との連携を図りつつ、被害を受けた子供の性格、環境、被害の原因、ダメージの程度、保護者の監護能力などに応じて、少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員によるカウンセリングの継続的な実施などの支援を行うとともに、被害少年カウンセリングアドバイザーや被害少年サポーターの活用により、きめ細かな支援を行っている。

法務省の人権擁護機関は、

146 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

147 第2部第3章第1節3(2)「非行防止、相談活動等」を参照。

- ・ホームページ上の「インターネット人権相談受付窓口」(SOS-eメール)¹⁴⁸で、パソコンや携帯電話からインターネットでいつでも相談できる窓口の設置
- ・フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」(0120-007-110)¹⁴⁹の開設
- ・全国の小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)¹⁵⁰の配布

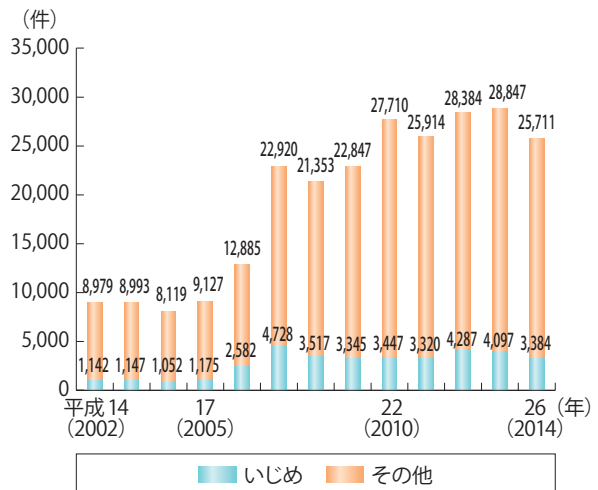
などを行い、いじめを始めとする子供の人権問題について相談に応じている(第2-3-30図、第2-3-31図)。平成26(2014)年度には、いじめの被害にあった子供が相談しやすくするため、人権相談窓口の更なる周知広報を図るなど、いじめを始めとする子供の人権問題対策の強化を図った。これらを通じていじめ事案の情報を得た場合には、人権侵犯事件として調査し、教職員や学校と連携していじめ行為の中止や再発防止を図るなど、いじめを受けた子供の救済に努めている(第2-3-32図)。また、教職員や学校のいじめに対する対応が不十分であったと認められたときは、教職員や学校に改善を促すなど、適切な対応に努めている。さらに、人権擁護委員や法務局・地方方法務局の職員が学校を訪問したり、インターネット広告を掲載したりするなどして、いじめをなくすための様々な啓発活動も行っている。

第2-3-30図 子どもの人権SOS-eメール、子どもの人権SOSミニレター



(出典) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

第2-3-31図 子どもの人権110番の相談件数



(出典) 法務省調べ

148 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

149 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

150 相談したいことを書き、裏面の封筒部分を切り取り、便箋部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方方法務局に届く。切手を貼る必要はない。http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

第2-3-32図 いじめに関し人権侵犯事件として救済措置を講じた具体例

事例1（小学校におけるいじめ）

小学生の児童が、同級生から無視されたり悪口を言われるなどのいじめを受け、不登校となったにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、親から法務局に相談がされた事案である（なお、親からの相談後、児童本人からも、同趣旨の相談内容が書かれた「子どもの人権SOSミニレター」が送付された。）。

法務局の調査の過程において、いじめについての認識が親と学校とで相違することがわかれたため、法務局職員及び人権擁護委員立会の下で、両者の話し合いの場を設けた。その結果、学校全体としてより一層いじめ防止策を講じていくことや、児童の登校再開に向けて相互に連携を取っていくことが確認されるなど、両者の関係が修復に向かった。その後、児童は徐々に登校することができるようになった。

また、法務局は、小学校からの依頼に基づき、人権擁護委員による「人権教室」を実施した。（措置：「調整」）

（出典）法務省「平成26年の「人権侵犯事件」の状況について（概要）」

（注）ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問い、校長などを相手方とするものである。いじめを行ったとされる子どもを相手方とするものではない。

(2) 自殺対策（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

政府では、「自殺対策基本法」（平18法85）に基づく「自殺総合対策大綱」（平成24年8月閣議決定）により、関係府省で連携して、自殺対策を総合的に推進している。同大綱では、思春期は精神的な安定を損ないやすく、受けた心の傷は生涯にわたって影響する可能性があり、子供や若者の自殺対策は重大な課題であるとされている。

文部科学省は、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議¹⁵¹を開催し、自殺予防教育の在り方について調査研究を行っている。平成26（2014）年度には、学校における自殺予防教育導入の手引きである「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」について審議のまとめを作成し、公表した。

また、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充など教育相談体制の充実を図っている（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、第2部第2章第3節2「相談体制の充実」を参照）。

6 被害防止のための教育

(1) 安全教育

ア 学校における安全教育（文部科学省）

学校では、子供自身が危険から身を守ることができるよう、発達の段階に応じて、「主体的に行動する態度」を育成し、自ら危険を予測・回避する能力を習得させるとともに、家庭や地域と連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じた安全教育を推進している。

文部科学省は、教職員などへの研修や、子供の対応能力の向上を図るための「防犯教室」、「交通安全教室」、「防災教室」の開催を支援している。平成26（2014）年度には、交通安全教育の専門家の協力の下、交通安全教育を実施するモデル事業や東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育手法の開発を行うためのモデル事業を行った。

イ 警察が行う防犯教育・交通安全教育（警察庁）

子供が被害者となる略取誘拐事件といった凶悪犯罪が依然として発生しているなど、子供を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

警察は、子供が犯罪に巻き込まれる危険を予見する能力や危険を回避する能力を向上させるため、学校や教育委員会と連携して、幼稚園や保育所、小学校、学習塾などにおいて、防犯教室を開催している。この防犯教室は、学年や理解度に応じて、紙芝居や演劇、ロールプレイ方式などにより、子供

151 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/

が参加，体験できるようにしている。また，関係機関・団体と協力しつつ，保育所や学校などにおいて，発達の段階に応じて以下の習得を目標に，交通安全教育を行っている。

- ・幼児に対しては，基本的な交通ルールの遵守，交通マナーを実践する態度，日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能と知識
- ・小学生に対しては，歩行者や自転車の利用者として必要な技能と知識
- ・中学生に対しては，自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識
- ・高校生に対しては，二輪車の運転者や自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識

また，保護者を対象とした交通安全講習会や，交通ボランティアによる通学路における子供に対する安全な行動の指導などを行っている。

ウ 防災に関する各種取組（内閣府，消防庁，国土交通省，気象庁）

内閣府は，防災意識の高揚，防災知識の普及を図るため，幼児から成人を対象に防災ポスターコンクールを実施している。また，自然災害の知識を身に付けたり，対策を始める際に参考となる情報として，「みんなで防災」のホームページを公開している¹⁵²。

消防庁は，ホームページ上に「こどもぼうさいe-ランド」を開設し，幼児から中学生の子供を対象に，地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などを分かりやすく解説している¹⁵³（第2-3-33図）。また，指導者向けのテキストや参考資料を「チャレンジ！防災48」¹⁵⁴ページで公開している。

気象庁は，東日本大震災以降，防災教育の重要性が改めて認識されていることを鑑み，子供が地震・津波，大雨といった自然災害から自らの身を守れるよう，教育関係機関と緊密な連携を図り，教材や資料の公開や避難訓練の支援，教職員向け研修での説明などにより，学校防災教育を支援している。具体的には，大雨に関する防災について学習者が自ら考える学習効果の高い手法である「気象庁ワークショップ『経験したことのない大雨 その時どうする？』」を開催するためのノウハウをまとめた教材の作成・公開¹⁵⁵，地震・津波や竜巻などに関するビデオ映像資料やリーフレットなどの提供¹⁵⁶，緊急地震速報を利用した避難訓練の支援，教職員向け研修での説明など，全国の気象台が教育関係機関と連携して様々な取組を展開している。

第2-3-33図 こどもぼうさいe-ランド



（出典）総務省消防庁ホームページ（<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/index.html>）

（2）メディアを活用する能力の向上（内閣府，総務省，文部科学省）

社会の情報化が進展する中で，子供が情報活用能力を身に付け，情報を適切に取捨選択して利用するとともに，インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平20法79。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）では，学校教育，社会教育，家庭教育においてインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものと規定されてお

152 <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/index.html>

153 幼児から小学校低学年向け <http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/nyuutai.html>
小学校高学年から中学生向け http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/syou_tyuu.html

154 <http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>

155 <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/kuow/jma-ws/index.html>

156 http://www.jma.go.jp/jma/kishou/fukyu_portal/index.html

り、同法に基づき策定された青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）に関連施策が盛り込まれている。

ア 情報モラル教育の推進（文部科学省）

小学校・中学校・高校の現行学習指導要領では、各教科などの指導を通して「情報モラルを身に付けること」が規定されている。具体的には、小学校・中学校の道徳において「情報モラルに関する指導に留意すること」や、高校の必修教科である共通教科「情報」において情報モラルを指導することとされている。これらにより、学校における情報モラル教育の充実が図られている。

文部科学省は、情報モラルに関する指導が確実になされるよう、教員による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」¹⁵⁷や、小中学校の教員が情報モラル教育を行うための参考資料である「情報モラル教育実践ガイダンス」¹⁵⁸を周知・配布している（第2-3-34図）。また、いわゆる「ネット依存」を始めスマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生など情報化の進展に伴う新たな課題に対応し適切な指導を行うため、平成25（2013）年度においては、教員が指導する際に役立つ動画教材や¹⁵⁹教員向け指導手引書を作成し、教育委員会に周知・配布した。また、スマートフォンの急速な普及に伴い、子供が被害者や加害者となる事案が発生していることを鑑み、平成27（2015）年度は、「情報モラル教育推進事業」において、情報の影の側面に対応した指導の充実を図るための取組を実施し、情報モラル教育の一層の充実を図る予定としている。

第2-3-34図 情報モラル教育実践ガイダンス



（出典）文部科学省国立教育政策研究所ホームページ（<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/guidance.pdf>）

イ メディアリテラシーの向上（総務省）

総務省は、子供が安全に安心してインターネットや携帯電話といった多様なICTサービスを使いこなす能力を取得する機会の増進と質の向上のため、以下の取組を行っている。

- ・子供のICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラム¹⁶⁰の普及
- ・可視化を通じたリテラシー能力の向上のために開発した「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment Indicator for Students）」により、リテラシー能力を測定するためのテストとアンケートを全国の高校など22校の協力を得て実施・分析¹⁶¹
- ・「インターネットトラブル事例集」¹⁶²を用いた啓発
- ・各地の学校や自治体・企業・NPOなどの自主的活動の事例を収集した「インターネットリテラシー・マナー等向上事例集」¹⁶³の取りまとめ

(3) 労働者の権利（厚生労働省）

（第2部第2章第2節1（1）「社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進」を参照。）

157 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm

158 <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>

159 http://www.jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html

160 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html

161 http://www.soumu.go.jp/main_content/000315097.pdf

162 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

163 http://www.soumu.go.jp/main_content/000323296.pdf

(4) 消費者教育（消費者庁，文部科学省）

（第2部第2章第2節1（1）「社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進」を参照。）

(5) 女性に対する暴力（内閣府）

内閣府では，女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から，若年層に対する効果的な予防啓発を行うため，若年層に対して教育・啓発の機会を持つ者や予防啓発活動に関心のある学生などに対して研修を実施した。